## 平成 31 年度町民税・県民税から 配偶者控除・配偶者特別控除が一部改正されます

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。 平成 31 年度の町民税・県民税(平成 30 年中の所得に対する課税分)から、次のとおり改正 されます。

## ■改正後の配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

■以上及りに同省上所 に同省もが月上所の ・							
			納税者本人の合計所得				
			(給与収入に換算した額)				
			900 万円以下	~950 万円	~1,000 万円	1,000 万円超	
			(1,120 万円以下)	(~1,170 万円)	(~1,220 万円)	(1,220 万円超)	
	38 万円以下 (103 万円以下)	配偶者控除	老人	町 38万円	町 26 万円	町 13万円	
				⑥【48万円】	励 【32 万円】	励【16万円】	
			一般	町 33万円	町 22万円	町 11万円	
				<b>厨</b> 【38万円】	<b>厨</b> 【26 万円】	<b>厨</b> 【13万円】	
(給与収入に換算した額) 配偶者の合計所得	~85 万円			町 33万円	町 22万円	町 11万円	
	(~150万円)			⑥【38万円】	<b>廊【26</b> 万円】	⑥【13万円】	
	~90 万円			町 33万円	町 22万円	町 11万円	
	(~155 万円)	配偶者特別控除		⑥【36万円】	💮【24 万円】	💮【12万円】	控除適用なし
	~95 万円			町 31万円	町 21万円	町 11万円	
	(~160万円)			励【31万円】	励【21万円】	励【11万円】	
	~100 万円			町 26万円	町 18万円	<b>町</b> 9万円	
	(~166万7,999円)			⑥【26万円】	励【18万円】	廊【9万円】	
	~105 万円			町 21万円	町 14万円	<b>町 7</b> 万円	
	(~175万1,999円)			<b>励【21万円】</b>	<b>励【14万円】</b>	励【7万円】	
	~110 万円			町 16万円	町 11 万円	町 6万円	
	(~183万1,999円)			<b>励【16万円】</b>	励【11 万円】	励【6万円】	
	~115 万円			町 11 万円	町 8万円	町 4万円	
	(~190万3,999円)			<b>励</b> 【11 万円】	励【8万円】	励【4万円】	
	~120 万円			町 6万円	町 4万円	<b>町</b> 2万円	
	(~197万1,999円)			励【6万円】	励【4万円】	励【2万円】	-
	~123 万円			町 3万円	町 2万円	町 1万円	
	(~201万5,999円)			励【3万円】	励【2万円】	励【1万円】	
	123 万円超 (201 万 5,999 円超)			控除適用なし			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			_			_

※配偶者控除及び配偶者特別控除の上段の側は町民税・県民税における控除額、下段の例のかっこ内は所得税における控除額となっています。

## 【改正のポイント】

●納税者本人の受ける控除額の変更 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計 所得金額の上限が、76万円(給与収入141万円)未満から123万円(給与収入201万5,999

円)以下に引き上げられました。

## ●納税者本人の所得制限の創設

納税者本人の合計所得金額が900万円(給 与収入1,120万円)を超える場合は、控除額 が段階的に減少・消失する所得制限が設けら れました。